

(仮称)「ARAKAWA リバーフィールド」

施設使用者募集要項

令和8年1月

埼玉県秩父市

秩父市荒川総合運動公園周辺荒川河川利用調整協議会

目 次

| | | |
|----|----------------------|------|
| 1 | 趣旨 | P 2 |
| 2 | 施設使用者の基本要件 | P 2 |
| 3 | 事業場所と立地の概要 | P 2 |
| 4 | 募集条件等 | P 2 |
| 5 | 施設使用者の経費負担 | P 6 |
| 6 | 保証金 | P 6 |
| 7 | 募集方法 | P 6 |
| 8 | 審査について | P 8 |
| 9 | 募集・選定に関する留意事項 | P 9 |
| 10 | 営業開始予定 | P 9 |
| 11 | 占有者との使用契約締結 | P 9 |
| 12 | 問合せ先 | P 9 |
| | 「施設使用参加申請書」(様式第1号) | P 10 |
| | 「位置図」別紙1 | P 11 |
| | 「都市・地域再生等利用区域平面図」別紙2 | P 12 |

1 趣旨

平成23年3月の河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者が河川敷地を利用することができるようになりました。

秩父市では、荒川総合運動公園周辺の荒川を新たな観光客の誘致の拠点等として、地域の活性化を図るため「秩父市荒川総合運動公園周辺荒川河川利用調整協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、地域の合意形成を図るとともに、河川管理者（埼玉県）へ都市・地域再生等利用区域（以下「利用区域」という。）の指定要望を行います。

については、利用区域を秩父市長（以下「占有者」という。）が占有し、利用区域とその周辺地（河川敷地外）（以下「事業地内」という。）で、河川を利用したデイキャンプ、バーベキュー、水遊び等のアウトドア施設（以下（仮称）「ARAKAWA リバーフィールド」という。）を整備し、運営する事業者（以下「施設使用者」という。）の募集を次のとおり行います。

2 施設使用者の基本要件

（仮称）ARAKAWA リバーフィールドを整備し、運営する事業（以下「事業」という。）を行い、恒常的な賑わいを創出する取組を行う者であること。

地域と協働して良好な水辺空間の保全確保を行うことができる者であること。

本募集要項「7 募集方法（2）募集資格」に適する者であること。

3 事業場所と立地の概要

（1）事業場所及び名称

① 事業場所 事業対象区域は、一級河川荒川（埼玉県秩父市荒川上田野206番1先の別添平面図に示す区域（都市・地域再生等利用区域））及びその周辺地（河川敷地外）とする。

② 名称 名称は、（仮称）「ARAKAWA リバーフィールド」とする。

※名称は、施設使用者と協議のうえ、決定する。

（2）利用区域の面積

39,000㎡

（3）位置図・付近見取図

別紙1「位置図」参照

別紙2「都市・地域再生等利用区域平面図」参照

4 募集条件等

（1）使用形態

（仮称）ARAKAWA リバーフィールド

① デイキャンプ場

・河川敷を使用したデイキャンプ

② バーベキュー場

・河川敷を使用したバーベキュー

③ 水遊び場

・小さな子どもや親子で楽しめる水あそび

④その他

・その他、秩父の魅力を最大限に発揮できる事業

(2) 使用箇所及び面積

① 使用箇所 別紙2「都市・地域再生等利用区域平面図」に示す範囲とその周辺地（河川敷地外）

② 面積 利用区域39,000㎡とその周辺地（河川敷地外）

施設使用者は利用区域内の土地において、工作物を設置する等の手段で排他独占的に使用する場合は、5の(2)のウに定める算定方法により面積を算定すること。

③ その他

隣接する秩父市荒川総合運動公園駐車場の一部及びトイレ、その他の敷地については、施設管理者と協議の上、使用することができる。ただし、施設管理者が指定する使用負担金等を施設管理者が指定する手続き及び方法により、納入するものとする。

(3) 使用期間

使用期間は、使用契約締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、協議会において更新審査を行い合意が得られた場合、かつ、河川占用に係る更新許可が得られた場合（もしくは、更新許可の見通しが立った場合）は、使用契約の更新を行うことができるものとする。

(4) 施設使用の用途

利用区域については、(仮称)ARAKAWA リバーフィールドの営業を行うことができるものとする。なお、利用区域の周辺地（河川敷地外）については、自らの責任において土地所有者との交渉、契約等の必要な手続きを行った上で、(仮称)ARAKAWA リバーフィールドとして一体的に営業を行うことができるものとする。

(5) 営業時間、定休日、周知、営業時間外の対策

① 営業時間

営業時間は、原則午前9時から午後5時までとする。ただし、季節、天候その他の条件により施設使用者の裁量において判断できるものとする。

② 定休日

定休日を設定し又は変更する場合、あるいは臨時休業等をする場合は、現地への表示やホームページ等へ掲載するなど、利用者への周知を図るものとする。

③ 営業時間外の対策

営業時間外や定休日における水難事故、転落事故、その他運営・管理上の事故を防止するため、施設及び事業地内に人が侵入できないよう対策を講じるものとする。

(6) 使用権の譲渡の禁止

自ら営業するものとし、使用権の譲渡はできないものとする。

(7) 河川占用料等

施設使用者は、毎年度開始後すみやかに河川占用料相当額を秩父市に納入するものとする。ただし、本事業を開始した初年度については、使用契約締結後すみやかに納入するものとする。

(8) 施設利用者への配慮

① 目的を十分に理解して危険防止を常に意識しつつ、雰囲気づくりに配慮するとともに、良質なサービスの提供に努めること。

- ② 施設利用者の意向、志向を定期的に調査し、サービスに反映させ、賑わいのある運営に努めること。
- ③ 事業地内において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して利用者に損害があったときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負う。また、不測の事態に備えて利用者のための十分な賠償責任保険に加入すること。

(9) 地域活性化の取組

- ① 地域への回遊を促すため、協議会、自治体及び地域団体・企業（観光協会、商工会、地域住民、鉄道等）との協働又は自主企画による地域の活性化のためのイベント等の実施・協力を行うこと。
- ② （仮称）ARAKAWA リバーフィールドと周辺観光施設等と連携した企画を実施するよう努めること。
- ③ 秩父地域の観光案内やイベント案内を行うこと。
- ④ 地元町会の取組との連携を行うこと。

(10) 利用者等への安全確保

- ① 利用者への安全対策及び水難事故、転落事故、その他運営・管理上の事故に対する防止対策を図ること。
- ② 事業地周辺の道路における通行人の安全を確保し、通行の支障とならないようにすること。特に通学する児童・生徒に対しては事故等の未然防止のために最大限の対策を行うこと。
- ③ チラシ、看板及び巡回等により十分な対策を講じ、利用者や地域住民への安全を確保すること。

(11) 環境美化、地域への貢献

- ① 事業地内の清掃、草刈り及び剪定を行うこと。
- ② 事業地内の衛生管理を図ること。特に、ゴミは外部から見えないように収納し鳥獣などによる飛散を防ぐとともに悪臭が発生しないよう徹底すること。
- ③ 住宅地に近接した場所であることに配慮し、地域住民と協力体制をとり事業の運営にあたりとともに、地域の意見、要望に迅速かつ柔軟に対応すること。
- ④ 花火は禁止とする。また、騒音対策など周辺環境に十分配慮し、公共空間として適正に管理すること。
- ⑤ 事業地内及び周辺において美化活動を実施している地域団体等との連携及び必要な支援を行うこと。
- ⑥ 設置施設や事務所、及び看板等は環境に配慮し、自然に馴染むカラーを用いること。

(12) 第三者への対応

- ① 苦情等が発生した場合は、誠実に対応すること。
- ② 事業地内において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して第三者に損害があったときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負う。また、不測の事態に備えて十分な賠償責任保険に加入すること。
- ③ 損害賠償が発生する事案が発生した場合、占有者へすみやかに報告すること。

(13) 建築物及び工作物等の設置

- ① 河川区域内に建築物及び工作物等を設置する場合は、河川占用許可が得られるもののみとする。
- ② 建築物及び工作物等は、河川管理者及び、土地所有者の許可のもと、法令を遵守し、安全構造上問題のないもののみを設置すること。

- ③ 新たに建築物及び工作物等を設置する場合、計画の段階で占有者と協議すること。

(14) 事故等への対応

- ① 事業地内において事故等が発生した場合は、その救護等必要な措置を最優先すること。
- ② 事故等が発生した場合は、占有者へすみやかに報告すること。

(15) 法令遵守、報告

- ① 年1回以上、事業計画書及び実績報告書を協議会事務局（秩父市役所荒川総合支所地域振興課内）へ提出すること。（計画、実績については、事業内容、収支、利用者数等とする。）
- ② 施設の利用状況等の報告を毎月行うこと。
- ③ 営業にあたり下記の関係法令を遵守すること。また、占有者からの運営上必要な指導に速やかに従うこと。
 - ア 河川法：河川区域の利用に関すること。
 - イ 道路法：橋梁、歩道を含む道路の利用に関すること。
 - ウ 建築基準法：建築物及び工作物等の建設・改修等に関すること。
 - エ 消防法：建築物及び事業地内での火気器具の使用に関すること。
 - オ 食品衛生法：食品の取扱いに関すること。
 - カ 森林法：立木の伐採及び森林の所有者変更に関すること。
 - キ その他事業に関する法令
- ④ 河川管理者が、都市・地域再生等利用区域を指定した際に公表した「許可方針」、占用許可申請に基づく「許可条件」の内容を遵守すること。
- ⑤ その他、必要に応じて占有者へ随時報告し、協議を行うこと。

(16) 契約の解除

次の各号に該当する場合には施設使用契約を解除する。なお、施設使用契約を解除したときは、既納の河川占用料相当額を占有者は返還しない。

- ① 河川敷地等の占用期間が満了し、事業を終了したとき。
- ② 河川占用料相当額について施設使用者が納付すべき経費の納付を怠り、かつ、催告を受けても納付しないとき。
- ③ 営業について関係行政庁から許可の取消し又は停止処分を受けたとき。
- ④ 占有者が行う調査に応じず、またその妨害をしたとき。
- ⑤ 施設使用契約の規定に重大な違反があったとき。
- ⑥ 施設使用者に起因する問題が発生し、占有者の申入れを受けないとき又は申入れを受けたにもかかわらず改めないとき。
- ⑦ 河川管理上の支障、河川工事上の支障、その他公益上の支障により河川占用許可が取り消されたとき。

(17) 原状回復義務

施設使用契約期間満了、又は施設使用者に起因する契約解除により退去する場合は、施設使用者（契約期間満了後は元施設使用者）が原状回復のうえ返還するものとする。

(18) 損害賠償請求

- ① 施設使用契約期間の満了、又は施設使用契約の解除により退去する場合、それを理由に損害の補填又は補償を占有者、河川管理者及び協議会に請求することはできない。

- ② 施設使用者が予想した営業利益を上げられなかった場合、それを理由にその損害の補填又は補償を占有者、河川管理者及び協議会に請求することはできない。

(19) 契約内容の変更

施設使用者は、施設使用契約の見直し、変更を占有者に申し出ることができる。この場合は占有者と協議のうえ、合意を得た内容についてのみ変更するものとする。

5 施設使用者の経費負担

施設使用者は、以下に掲げる経費を負担するものとする。ただし、(2)、(3)は条例に基づき徴収されるため、変更になる場合がある。

(1) (仮称) ARAKAWA リバーフィールド施設の整備費及びそれに要する一切の費用

(2) 河川占用料（埼玉県流水占用料等徴収条例による）

河川敷地を原形のまま占用させる土地（河川区域）

ア 許可対象施設

一例として、デイキャンプ場、バーベキュー場、川遊び場等の（仮称）ARAKAWA リバーフィールドとしての施設

イ 占用料

年額 1,500円/a

ウ 占用面積算出方法

（仮称）ARAKAWA リバーフィールドとして使用したい敷地の面積

一例に無い施設の設置を希望する場合は、設置の可否や占用面積の算出方法について、個別協議により決定するものとする。

(3) 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費（備品の購入、人件費、材料費等）

(4) 清掃・環境・安全確保対策に関する費用

(5) 原状回復費用

(6) 事業所所在地を秩父市内に置く場合、町会費等、地元自治会への加入に要する費用

(7) 周辺設備の共用に関して発生する費用

6 保証金

(1) 施設使用契約締結時

施設の明け渡しにおいて廃業時に要する河川占用許可を受けて設置されている工作物等の撤去及び原状回復に関する費用相当額を、保証金として施設使用契約締結後に占有者に納入すること。ただし、占有者が不要と判断した場合は、その限りではない。

7 募集方法

(1) スケジュール

募集要項の公表 令和8年2月19日(木)

質問書受付 令和8年2月19日(木)～令和8年2月26日(木)

質問書回答 令和8年2月27日(金)

応募書類受付 令和8年2月19日(木)～令和8年3月5日(木)

審査結果通知 令和8年3月

使用契約締結 令和8年3月

(2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ十分な資本力、経営力及び信用を有し、国内で法人登記している法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。ただし、個人での申請は受け付けない。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。

なお、応募以降、審査終了までに該当した場合は、応募資格を失うものとする。

応募資格の基準日は、「参加申請書」の申請日とする。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。

ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

③ 応募書類提出時、市税、県税又は国税を滞納している者。

④ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合に、許認可等の条件となる免許を有していない者。

(3) 応募方法

受付期間内（令和8年2月19日(木)～令和8年3月5日(木)）に（5）の応募書類を全て整えて協議会事務局（秩父市役所荒川総合支所地域振興課内）へ持参すること（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間）。郵送、宅配便等での提出は不可。

(4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を事務局に送付すること。

（質問書受付期間 令和8年2月19日(木)～令和8年2月26日(木)午後5時必着）

回答は、令和8年2月27日(金)午後5時までに、メール等により行う。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとする。

(5) 応募書類

[基本]・・・各2部

① 参加申請書（様式第1号）

② 企業等概要説明書

- ③ 定款(写し可)
- ④ 決算書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書等)
- ⑤ 施設使用企画提案書

施設使用企画書、安全対策計画、水難防止対策計画、地域貢献計画、し尿処理計画、給水及び排水計画、増水時対応計画、緊急連絡体制図、損害賠償対応計画、原状回復計画
(施設撤去計画、原状復帰方法、資金計画、原状回復等に係る見積書)

- ⑥ 施設図面等(平面図、立面図、イメージパース等)
- ⑦ 収支計画書(営業準備、運営、維持管理等)

(6) 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成すること。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行ったうえで応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しない。また、提出された応募書類は一切返却しない。

(8) 施設使用の候補者の決定

「施設使用者選定等委員会」(以下「選定委員会」という。)において応募者の中から、企画内容や経営状況を総合的に審査のうえ、施設使用の候補者(以下「候補者」という。)を決定する。

8 審査について

(1) 選定委員会

協議会の委員により構成される選定委員会が、次項に基づき審査する。

(2) 審査方法

書類審査とする。ただし、追加の資料提出及び再ヒアリングを行う場合がある。

(3) 審査基準

- ① 事業の安定性・継続性
- ② 事業の実効性・波及性
- ③ 安全への配慮
- ④ 地域、事業への理解度
- ⑤ 熱意

(4) 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、令和8年3月中を予定する。
- ② 審査結果は、各応募者に通知する。また、施設使用者として決定した者については、その名称等を公表する。
- ③ 審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには

一切応じない。

- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは選定しない場合がある。

9 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがある。
- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと協議会が判断した場合
- (3) 秩父市が埼玉県に申請する河川占用許可申請が不許可となった場合については選定を実施しない、又は決定を取り消すことがある。
- (4) 秩父市議会3月定例会において予算が不承認となった場合については決定を取り消すことがある。
- (5) 秩父市の業者選定委員会において不許可となった場合については決定を取り消すことがある。

10 営業開始予定

候補者は、令和8年4月15日（水）オープン（予定）に向け、開業準備を行うものとする。

11 占用者との使用契約締結

候補者は、施設使用後の運営に関して、占用者との間で、本要項及び提案内容に基づく施設使用契約書を締結すること。

12 問合せ先

〒369-1802

埼玉県秩父市荒川上田野1734-6

秩父市荒川総合運動公園周辺荒川河川利用調整協議会 事務局

（秩父市役所荒川総合支所地域振興課内）

電話 0494-54-2114

FAX 0494-54-2976

メール ar-chiiki@city.chichibu.lg.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

秩父市長様

住所

法人名

㊞

(仮称)「ARAKAWA リバーフィールド」施設使用参加申請書

標記、募集要項の規定に基づき申請します。

1 事業の目的

2 占用施設の面積

事業の用に供する土地(河川区域) ○○○○㎡

3 使用期間

使用契約締結日から令和11年3月31日まで

4 提出書類(各2部)

(1) 参加申請書(様式第1号)

(2) 企業等概要説明書

(3) 定款(写し可)

(4) 決算書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書等)

(5) 施設使用企画提案書

施設使用企画書、安全対策計画、水難防止対策計画、地域貢献計画、し尿処理計画、給水及び排水計画、増水時対応計画、緊急連絡体制図、損害賠償対応計画、原状回復計画
(施設撤去計画、原状復帰方法、資金計画、原状回復等に係る見積書)

(6) 施設図面等(平面図、立面図、イメージパース等)

(7) 収支計画書(営業準備、運営、維持管理等)